

第1章

計画の基本的事項



1

計画策定の背景と趣旨



これまで、日本の教育は、国民の知的水準を高め、社会の発展の基盤として大きな役割を果たしてきました。特に、小・中学校の義務教育においては、教育の機会均等を実現しながら高い教育水準を確保してきており、様々な分野で国際的な高い評価を得る地位に我が国を押し上げました。

一方、社会情勢が大きく変化する中、都市化、少子化の進展や経済的な豊かさが一定水準確保される中で、家庭の教育力の低下や地域における人のつながりの希薄化などを背景として、いじめや虐待、不登校といった教育を巡る多くの問題が顕在化してきております。さらに急速に発達したインターネットや携帯電話の普及などにより、私たちの生活が便利で豊かになる一方で、これらを悪用した事件が増加しています。

今後、人・物・金・情報がグローバル化する社会においては、利便性だけを追求するだけでなく、個々の適切な判断力や倫理観、価値観の確立が今まで以上に求められております。

同時に、地球温暖化をはじめとする環境問題、若年層の雇用問題、社会保障問題など様々な課題が生じており、混沌とした社会情勢の中で、これらの課題をどう乗り越えていくか、その知恵と実行力が問われています。

このような状況の中、国においては、平成18年12月、制定から60年ぶりに「教育基本法」が改正され、平成20年7月には、同法の規定に基づき「教育振興基本計画」が策定され、10年先を見通した教育の目指すべき姿と平成24年までに総合的かつ計画的に取り組むべき各種施策が示されました。

また、福井県においては、平成19年8月に「教育・文化ふくい創造会議」が設置され、平成19年11月の第一次提言から平成22年2月の第三次提言までの中で、教員の指導力向上や学級編制基準の改善、ふくい文化の振興についての具体的な方策が示され、特に、第一次と第二次提言の学校教育における具体的方策については、多くの分野で実践がなされております。

このような中、本市においては平成18年3月に三国町、丸岡町、春江町、坂井町が合併し、旧四町において策定された教育計画を坂井市として統合整理した暫定的な教育計画を策定し、その後、平成20年3月に策定された坂井市総合計画の中で、教育に関する分野では「生涯を通じて学び、育つまちづくり」を

基本構想として、基本施策、主要施策を掲げ「輝く未来へ…みんなで創る希望の都市^{まち}」の実現に向けて取り組んでおります。

教育委員会としては、教育基本法の改正を機に、総合計画の実現に向けて、教育の分野で坂井市が取り組むべき具体的な計画を策定することによって坂井市が目指す教育の在り方を明らかにするため、「坂井市教育振興基本計画」を策定することといたしました。

この計画に沿って、市民の理解と協力のもと、積極的な参加を得ながら様々な施策に取り組み、教育行政のより一層の充実を期するものです。



2

計画の性格



- (1) この計画は、本市の教育行政推進の基本となるものです。
- (2) 本計画は、坂井市総合計画の教育分野の活動計画であり、また、教育分野以外の各種施策と整合性を保ちながら、事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画は、教育行政推進の過程において、社会情勢の変化への対応など、変更する必要がある場合は、弾力的に運用するものです。
- (4) 本計画は、計画の中で示す各種施策に対して、市民の理解と協力のもと、積極的な参加を期待するものです。また、国、県においては、積極的な協力、支援を期待します。



3

計画の期間



この計画は、坂井市総合計画との整合性を図るため、平成29年度（2017年度）までの7年先を見通した本市における教育の目指す姿と、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間に取り組むべき施策について示すものです。

		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
坂井市総合計画 (平成20～29年度)		→						
基 教 育 計 画 振 興	基本構想	←→						
	基本計画	←→					次期計画期間	

